

令和4年度 職員給与の男女の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	76.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	67.9%
全職員	51.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長相当職	94.3 %
課長相当職	97.2 %
課長代理相当職	97.9 %
主任相当職	103.8 %

(2) 勤続年数別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.5 %
31年～35年	86.9 %
26年～30年	79.1 %
21年～25年	80.2 %
16年～20年	101.7 %
11年～15年	83.4 %
6年～10年	78.3 %
1年～5年	70.6 %

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、会計年度任用職員は女性の割合が約80%を占め、そのうち扶養の範囲内での働き方を選択する職員の割合が約50%であることに加え、全職員数に占める会計年度任用職員数の割合が40%を超えることが、差異を大きくする主な要因となっている。